

議案第46号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

個人番号の利用に関する規定を整備するため、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例
第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13の項を次のように改める。

13 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
-------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。